

令和6年6月
東京税関

関係各位

関税法基本通達等の一部改正について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

本年6月28日付で関税法基本通達等の一部改正がありましたのでお知らせ致します。具体的な内容については、税関ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【掲載】

税関ホームページ：<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu.htm>

【通関関係に係る主な改正】

- ・ 本船扱い・ふ中扱い（令和6年7月1日施行）
- ・ 関税率表等の分類の特例扱い（合算申告）（令和7年1月1日施行）

【問合せ先】

業務部

通関総括第1部門（輸入関係）

電話：03-3599-6337

通関総括第4部門（輸出関係）

電話：03-3599-6341